

2018年度
運 輸 安 全 報 告 書

静鉄タクシー株式会社

本レポートは・・・

お客様からより信頼され、地域社会の発展に貢献できることを目指して、私たちが「安全・安心」を最優先としたサービスを提供するために取り組んでいることを紹介するものであります。

目次

輸送安全方針	P. 2
1. 輸送の安全に関する基本的な方針	P. 3
2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況 (総件数及び類型別の事故件数)	P. 3
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	P. 4
4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	P. 4
5. 輸送の安全に関する重点施策	P. 4 - 6
6. 輸送の安全に関する計画	P. 7 - 8
7. 輸送の安全に関する予算等の実績額	P. 8
8. 事故、災害等に関する報告連絡体制	P. 9
9. 安全統括管理者、安全管理規程	P. 10
10. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画	P. 11
11. 安全管理規程	P. 12 - 15

輸送安全方針

静鉄タクシーは事業活動を通じて社会に貢献し、お客様から信頼され地域で支持される会社になることを経営ビジョンとします。

また、現場の声に耳を傾けるとともに、社員に対し自覚と責任を促し、不安全行動を戒めヒューマンエラーの撲滅を目指します。

さらに輸送の安全確保を最重要とし、その向上に努め、法令を遵守する事はもちろん、社会規範や倫理行動規範を従業員一人ひとりが確実に遵守します。

また、静鉄グループの一員として「安心・安全・快適のあくなき追求」という経営理念のもとに、社会に信頼され圧倒的に支持される静鉄タクシーを目指します。

2016年4月1日制定

代表取締役社長

池田 敦



【朝礼：倫理行動規範唱和】

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全確保に関する基本方針を以下のように定め、安全最優先で地域から選ばれる会社を目指し、全社員による安全管理体制の維持・向上に努めてまいります。

基本方針

社長は、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たし、現場の状況を十分に掌握したうえで社員に対し、輸送の安全の重要性を認識させる。また、輸送の安全に関する計画・実行・チェック・改善（PDCA）を確実に実行し、安全対策を不断に見直し全社員一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性向上に努める。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

平成30年度に設定しました目標及び達成状況は次のとおりであります。

目 標	達 成 状 況
平成30年度 年間事故防止目標 ・「追突・バック事故の削減」 社内運転操作ルール1・2の遵守 ・「重大事故撲滅 ゼロ」 歩行者・自転車・二輪車を見落とさない	・追突事故件数 1件 前年件数 6件減 ・バック事故件数 8件 前年件数 1件減
・追突事故 6件以内 前年件数（7件）より削減 ・バック事故 8件以内 前年件数（9件）より削減	・歩行者・自転車・二輪車事故件数 9件 前年件数 6件減 ・有責事故件数 30件 前年件数 8件減
・歩行者・自転車・二輪車事故 14件以内 前年（15件）より削減 ・有責事故件数 29件以内 前年件数（38件）	人身・物損 7件 人身のみ 6件 物損のみ 17件
・重大事故 0件	計 30件 ・重大事故 0件

【年間事故防止目標】

追突・バック事故の削減

社内運転操作ルール 1・2の遵守

重大事故撲滅 ゼロ

歩行者・自転車・二輪車を見落とさない



【始業点呼】

【月間事故防止目標】

上 期		下 期	
4月	歩行者・自転車との事故削減	10月	追突・バック事故の削減
5月	発車・停車時の事故撲滅	11月	シートベルト未着用の車内事故撲滅
6月	イエローストップの完全実施	12月	過労運転・健康起因による事故撲滅
7月	優先意識を持った事故撲滅	1月	前方不注視による事故削減
8月	バック時のハザードランプ点滅完全実施	2月	一旦停止の完全実施
9月	交差点通過時の事故削減	3月	追突・バック事故の削減

社内運転操作ルール 1 < 追突事故撲滅 5項目 >

1. 安全車間距離の操作

走行中は前車と2秒以上、停車中は前車のタイヤが見える（2m以上）の安全車間の確保

2. 停車の操作

停車時のギアは、「P・パーキング」でサイドブレーキを引く

3. 発車の操作

指差呼称で「左よし・右よし・前方よし」の確認後に発車する

4. 交差点接近の操作

交差点接近時は、アクセルから足を離し、ブレーキペダルに足を乗せる

5. 交差点での操作

黄色信号では進入しない（イエローストップ）

社内運転操作ルール 2 <バック運転操作 6項目>

1. 停車し、「P・パーキング」でサイドブレーキを引く
2. 車両から降りて、後方周囲を目視確認する
3. 車両に戻りハザードを点灯する
4. 「後方左よし、後方右よし、後方よし」と体を反転させ指差呼称をする
5. ギアをバックに入れ、サイドブレーキを解除する
6. 一時停止・二次停止をして、ゆっくりバックする

安全に関する外部表彰実績

● 団体表彰実績

第55回静岡県自動車連合会安全運転コンクール

(中部運輸局静岡運輸支局・静岡県タクシー協会主催)

表彰名	営業所名
静岡県警察本部長	一般表彰 静岡管理所
静岡県自動車連合会長連名表彰	(本社営業所、城北営業所、丸子営業所)
静岡県タクシー協会理事長表彰	岡出山営業所

ふじのくに交通安全県民大会

(静岡県交通安全対策協議会主催)

表彰名
静岡県交通安全対策協議会会長表彰
県知事表彰 静岡管理所
(本社営業所、城北営業所、丸子営業所)



3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2018年4月1日から2019年3月末日までの期間における事故件数は、次のとおりであります。

項 目	件数
自動車が転覆し、転落し、火災（積載物の火災を含む）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む）と衝突し、若しくは接触したもの	0件
10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	0件
死者又は重傷者（注1）を生じたもの	0件
10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの	0件
自動車に積載されたものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの（危険物、火薬、核燃料物質、毒物、劇物等）	0件
自動車に積載されたコンテナが落下したもの	0件
操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害（注2）が生じたもの	0件
酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの	0件
運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
救護義務違反があったもの	0件
自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	0件
車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る）	0件
橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの	0件
高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの	0件
自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの	0件
事 故 総 件 数	0件

自動車損害賠償保障法施行令

注1）第5条第2号 14日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が30日以上のもの

注2）第5条第4号 11日以上医師の治療を要する傷害を受けたもの

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

(別紙 2-1) 『輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統』 参照

(別紙 2-2) 『大規模災害発生時の出勤体制』 参照

5. 輸送の安全に関する重点施策

基本方針に基づいて重点的に実施した施策は次のとおりであります。法令遵守の精神と知識・技術の向上を目的とした教育を計画的かつ効果的に実施することにより、輸送の安全に対する意識を高めると共に、定期的な社内監査の実施及び本部安全対策会議の開催により、情報の共有化を図り、実態のチェックと改善の実行を推進する。

6. 輸送の安全に関する計画

重点施策に対応して、輸送の安全を確保するために策定した必要な計画とその実施状況については、次のとおりであります。

(1) 経営トップによる職場巡視及び乗車チェック

現場との双方コミュニケーション (随時)

(2) 経営トップ、安全対策室による

早朝点呼立会及び安全指導

本社、城北、丸子、堂林、岡出山 (32回)



【点呼立会・安全指導】

(3) 定例会議での安全運行実績の確認

- ・本部安全対策会議 (毎月1回)
- ・有責事故反省会及び賞罰委員会の開催 (隔月)
- ・所属長会議 (毎月1回)
- ・安全衛生委員会の開催 (各地区 毎月1回)

(4) 交通安全啓発運動への参加

● 警察庁主催

- ・春の全国交通安全運動(4月)
- ・秋の全国交通安全運動(9月)

● 静岡県交通安全対策協議会主催

- ・夏の交通安全県民運動(7月)
- ・冬の交通安全県民運動(12月)

● 中部運輸局静岡運輸支局主催

- ・年末年始の輸送等に関する安全総点検(12月～1月)

● 静岡県タクシー協会主催

- ・静岡県タクシー事業安全運転コンクール(4月～6月)

* 上記期間中は街頭広報の参加及びリボンの着用を実施。また、車両へはマグネットを取り付け啓発。



【交通安全運動セレモニー】

(5) 街頭啓発活動の実施

- ・毎月「0」の日(10・20・30日)に安全対策
運行管理者及び運転士よるのぼり旗掲出活動
(本社営業所)

(6) 社内運転操作ルールの周知徹底

- ・各営業所始業点呼時唱和



【のぼり掲出・街頭活動】

(7) 安全運転ハンドブックの活用

- 各営業者始業点呼時唱和
(安全確認・操作の周知徹底)

安全運転HANDBOOK



(8) 同業他社との事故防止対策情報交換会

- 伊豆箱根タクシーとの交換会(3月)



【安全運転ハンドブック】

(9) ドライブレコーダー映像監査による個人面談・指導の実施

- 車検、定期点検車両及び事故惹起者、新人運転士、不安全行動運転士 (随時)

(10) 健康起因による事故防止対策

- 健康診断結果の追跡チェック。要精密検査・要再検査の義務化
- ストレスチェックの実施、医師との個人面談。
- 血圧数値、健康状態、薬服用、睡眠時間の自己申告を点呼簿に記載

(11) 地震・災害に対する防災訓練の実施

地震を想定した情報伝達確認及び安否確認システム返信操作訓練

- 対策本部設置後、各担当者に役割再確認・対応・報告指示
- 各営業所の運転士の安否確認
- 各営業所の車両、建物の被害状況確認



【防災訓練】

7. 輸送の安全に関する予算等の実績額

2018年度の輸送の安全に関する予算等の主な実績額は、次のとおりであります。

(単位：千円)

主 な 項 目		金 額
ソフト面	①無事故手当	8,901
	②安全教育関係	1,453
	社員全体教育、賞罰委員会	
	新任教育（フォローアップ教育含む）	
	適性診断（初任・適齢）	383
	③永年勤続、無事故表彰、善行表彰	
	④運輸安全マネジメント関係	340
	運行管理者関係	
基礎講習、一般講習、特別講習、資格試験等		
ハード面	①一般双方向式ドライブレコーダー接置	1,493
	②ジャパントクシー（4台）導入	12,800
	③アルコール検知器（センサー・ロール紙）	96
合 計		25,466

8. 事故、災害等に関する報告連絡体制

（別紙3-1） 『事故、災害発生時の報告連絡体制』 参照

（別紙3-2） 『事故報告体制』 参照

9. 安全統括管理者、安全管理規程

① 安全統括管理者： 役職名 取締役社長 氏名 池田 敦

② 安全管理規程：（別紙1） 『安全管理規程』 参照

10. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

< 運行関係 >

(1) 社員全体安全教育講習会

全従業員（運転士）を対象に外部講師による
集合教育の実施（年1回）



【社員全体安全教育講習会】

(2) デジタルタコメーター・データに基づく

個人面談・指導（随時）

(3) 事故惹起者に対する個別面談・指導

（随時）

(4) 新人運転士の安全運転に関しての

フォローアップ面談（随時）



【安全教育講習会】

(5) 事故惹起者を対象とした安全教育講習会

（年3回）

(6) 適齢診断（65歳以上）の実施と結果に

基づく個別面談・指導（随時）

(7) 入社時、新任教育の実施

（随時）



【飲酒講習会】

(8) 飲酒者講習会の実施

（年1回）

(9) ドライブレコーダー映像監査による運転姿勢・運転行動の個別面談・指導

< 整備関係 >

(1) 新人運転士教育

- ・車両基礎教育、車両トラブルの対応教育、日常点検教育
- ・異常気象時、道路冠水時の走行法説明等

(2) 整備士教育

- ・整備管理者講習会への参加（隔年1回）、整備主任者講習会への参加（年1回）

安全管理規程

目次	2006年12月12日制定
第一章 総則	2011年10月16日
第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等	2016年6月8日
第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制	2017年6月16日
第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法	2018年5月16日
	(組織図改正)
	2019年5月16日改正
	(組織図改正)

◇ 第一章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（以下「法」という。）第22条の2第2項及び旅客自動車運送事業運輸規則第47条の4の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般乗用旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

◇ 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条1 社長は輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を踏まえつつ、社員に対して輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

（輸送の安全に関する目標）

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

（輸送の安全に関する計画）

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

◇ 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

（社長の責務）

第7条1 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確し、必要な改善を行う。

（社内組織）

第8条1 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- （1）安全統括管理者
- （2）運行管理者
- （3）整備管理者
- （4）その他必要な責任者

- 2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第9条1 取締役のうち、運輸規則第47条5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

- 2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- （1）国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- （2）身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- （3）関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその責務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（安全統括管理者の責務）

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- （1）全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- （2）輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- （3）輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- （4）輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- （5）輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い社長に報告すること。
- （6）輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- （7）運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- （8）整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- （9）輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- （10）その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

◇ 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

（輸送の安全に関する重点施策の実施）

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

（輸送の安全に関する情報の共有及び伝達）

第12条 経営トップと現場や運行管理者と運転士等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

（事故、災害等に関する報告連絡体制）

第13条1 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者（社長）又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（ 輸送の安全に関する内部監査 ）

第15条1 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全管理の実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を改善すべき事項が認められた場合は、その内容を速やかに経営トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（ 輸送の安全に関する業務の改善 ）

第16条1 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合、若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度な安全の確保のための措置を講じる。

（ 情報の公開 ）

第17条1 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計については、毎年度、外部に対し公表する。

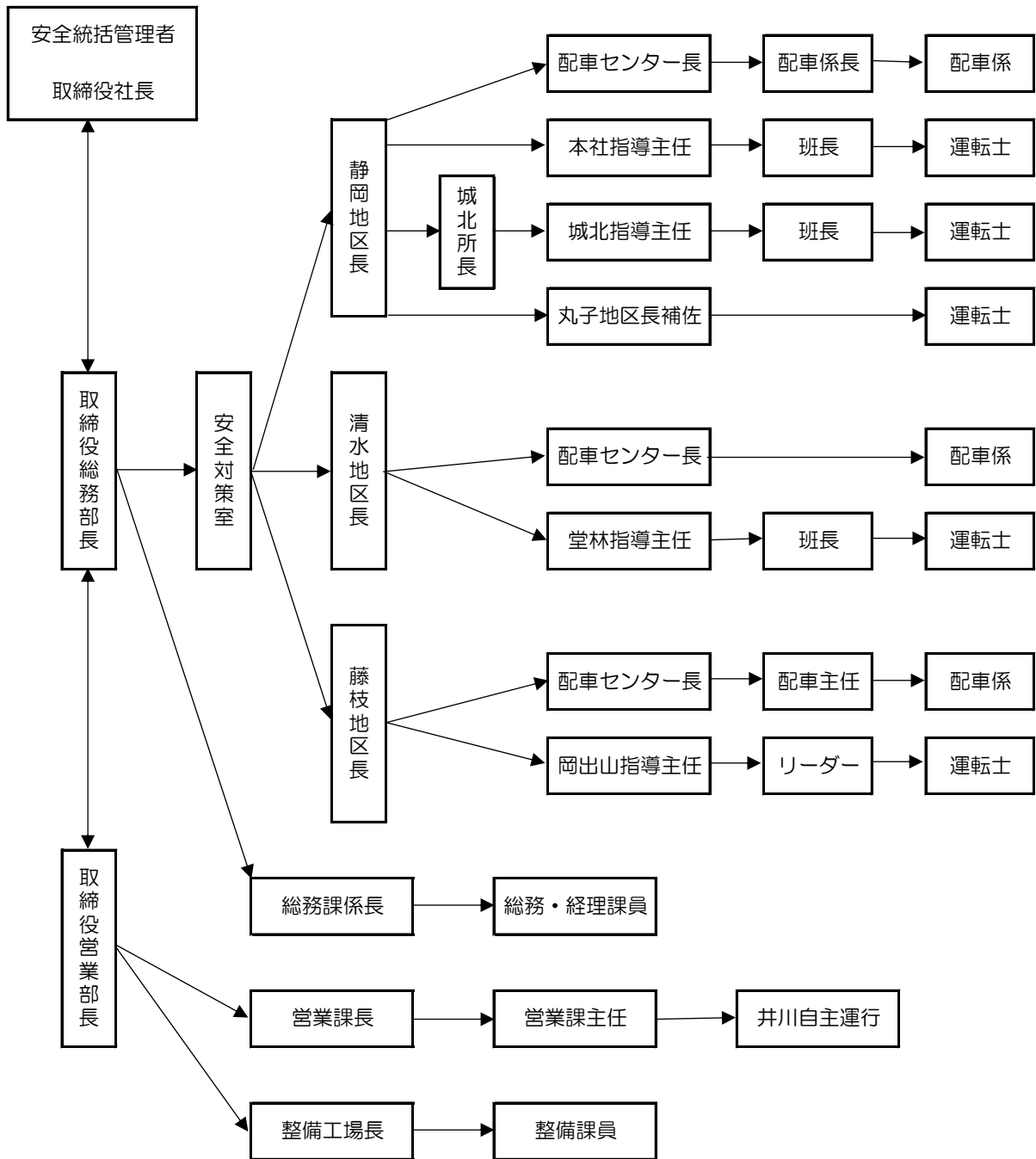
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

（ 輸送の安全に関する記録の管理等 ）

第18条1 本規程は、業務の実態に応じ、定期的及び適時適切に見直しを行う。

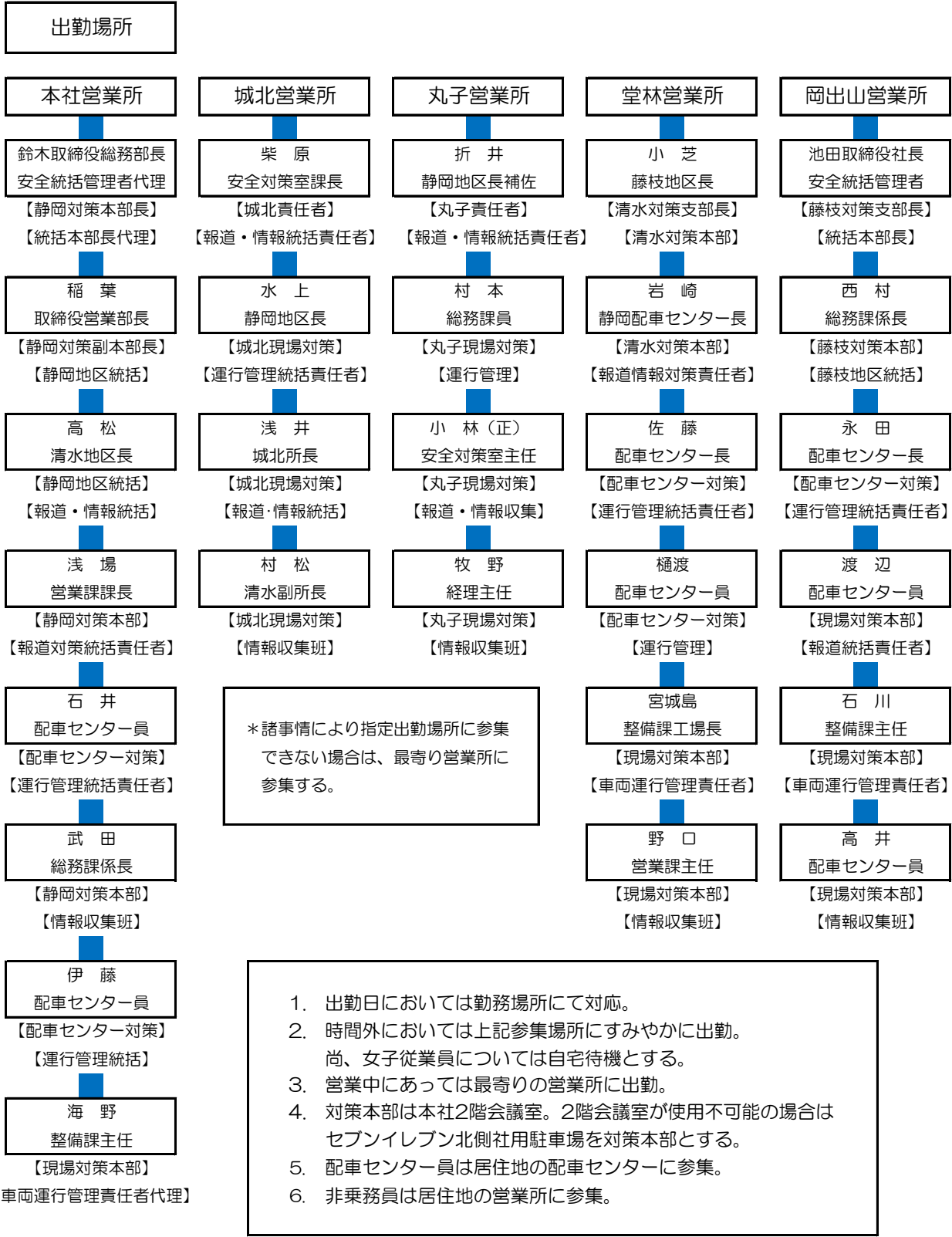
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は、安全統括管理者が管理し、保存期間は3年とする。

『 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統 』

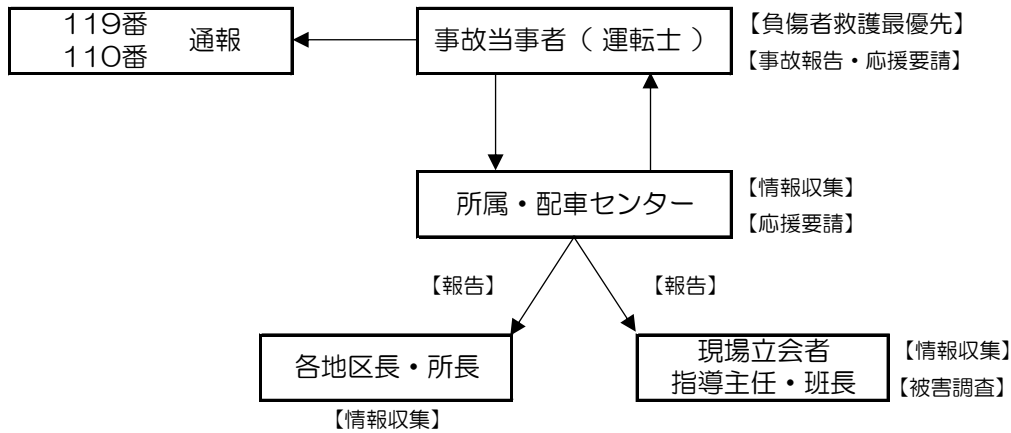


* 各地区から営業所運転士に対しての連絡網は営業所が作成し、管理すること。

『 大規模災害発生時の出勤体制 』

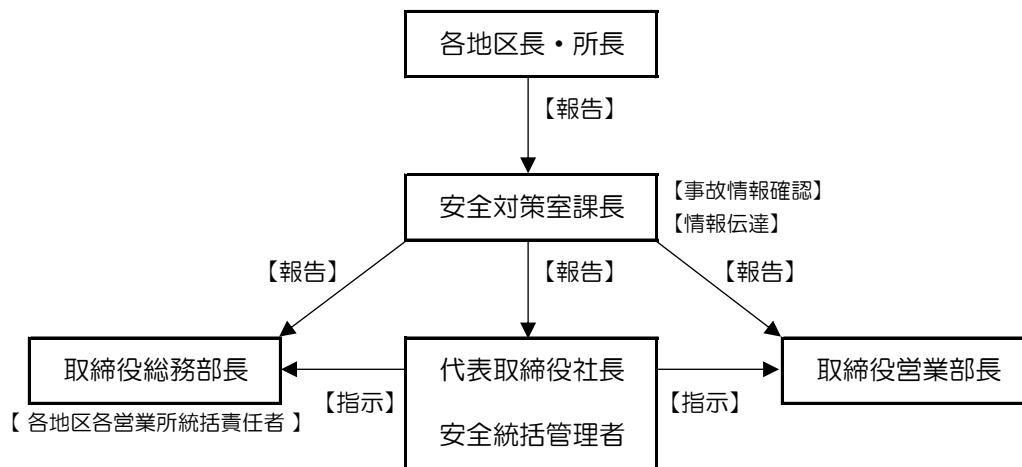


『事故報告体制』



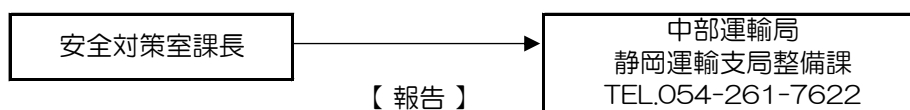
* 重大事故と判断した場合は、情報連絡体制を活用する

『重大事故発生時の情報連絡体制』



* 安全統括管理者不在時は、責任代理者は取締役総務部長とする。

《 支局報告 》



今後も「輸送の安全」を最優先とし、「輸送の安全を確保」するために
役員・従業員が一丸となって取り組んで参ります。

当社の「安全」への取り組みに関しまして、
ご意見・ご要望などがございましたら、ご連絡ください。

【ご連絡先】 安全対策室

TEL.054-284-2111 FAX.054-283-1182

2018年度 運輸安全報告書

静鉄タクシー株式会社

〒422-8074 静岡市駿河区南八幡町25番25号

<http://www.shizutetsu-taxi.co.jp>

2019年 6月 発行